

解放後朝鮮における密航と闇取引、及びその表象に関する研究

逆井 聡 人

東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻

（現 ハーバード大学歴史学部 客員研究員）

緒 言

本研究は、1945年8月の日本敗戦後において、日本列島と朝鮮半島の間を人々や物資がどのようにして移動し、その移動がいかに表象されていたかを考察することを目的とする。特に、日本における「闇市」と朝鮮半島において同様の性格を持つ「暗市場（암시장）」が解放後の人々や物の流れに対していかなる役割を担っていたか、そしてそれが米軍によっていかに管理・規制されていたかを歴史資料および文学作品等から考察することを目指す。

これまでアジア太平洋戦争後の闇市をめぐる研究は、戦後日本の領土内における事象のみが対象となってきた。しかしながら、その領土は帝国の崩壊後すぐさま確定したわけではなく、法規制が整わないまま旧植民地および占領地からの人的、物的移動が頻繁に行われていたために、国家の境界も流動的な状態となっていた。本研究では、そのような境界の曖昧性に注目し、日本列島と朝鮮半島の間で活動していた集団の成り立ち、そしてエスニック・マイノリティの活動を具体的に検討することで戦後日本の事後的な視点から国内に規定されていた闇市の範囲を朝鮮にまで押し広げ、再考することを試みる。

そのうえで、当時の日本と朝鮮を占領していたアメリカを中心とする連合軍が、そのような経済活動をどのような眼差しを持って対処していたかを確認する。占領軍による人や物資の移動に対する規制の変化を見ることで、当時のアメリカが朝鮮半島をいかに位置づけていくか、その認識の変遷を追うことが可能となる。またこうした権力による規制の一方で、国家の規制をかいくぐって行われた非合法の取引は文学テキストにも表象されてきた。この表象を確認することで、占領者が一方的に占領空間を規定したのではなく、被占領者の、その中でも特に弱い立場に置かれた朝鮮人たちが現実の空間をいかに自分たちの生きる場所として描き出すのか、その文学

的抵抗の有り様に注目し、考察を行う。

調査の方法

本研究は、歴史的な資料調査と表象を分析する文学研究の手法を使って考察を行った。まず、日本のGHQ/SCAPおよび朝鮮半島の米軍政（USAMGIK）が人々や物資の移動をどのような思想と政策の下で取り締まっていたかを、米国側の資料の分析を通して明らかにし、朝鮮半島と日本列島の間に行われてきた闇市・闇取引に対する規制の実態を明らかにした。

暗市場（闇市）・闇取引の実態の把握を進めると同時に、朝鮮軍政および日本占領関係資料の収集を行った。本研究では、朝鮮半島南部を統治した第九軍を主としたUSAMGIKと日本列島の大部分を統括した第八軍からなるGHQ/SCAP、そして1947年まで下関・博多・仙崎港を管轄したイギリス・オーストラリア連合軍の密航、密輸入等の取締りに関する資料を収集し、米国を中心とした軍政部が朝鮮半島南部および日本列島に敷いた人的および物的流通規制の把握を試みた。朝鮮軍政、および日本占領に関する資料は、米国国立公文書記録管理局（NARA）とハーバード大学イェンチン研究所に主に所蔵されている。検閲政策に関する資料は、先の二つの施設の他にメリーランド州立大学ブランゲ文庫に検閲された文書と共に保管されている。この中には解放後に日本から朝鮮へ帰還し、また再び日本へ密航してくる人々の記録も保存されている。これらの資料を綿密に調査するために現地へ赴き、朝鮮軍政および日本占領の入国管理と検閲政策の総体を政治的・思想的背景まで含めて考察した。

以上の調査で得られた結果を基に、具体的なテキスト分析を行った。特に重点を置く対象は在日朝鮮人作家の嚆矢とされる金達寿の作品である。ここで描かれている人々の生活は、朝鮮の米軍政府と日本の占領軍という権力の狭間におかれ、拘束および抑留という暴力に晒され

ていた。さらにそうした生活が小説で描かれるとき、検閲という表現上の規制が課せられる。このように移動という行動およびその表象は幾重もの権力の介入を招くものとなるが、同時にその表象それ自体が国民国家の権力の暴力性を逆照射する起点ともなり得る。

考察および結論

国立公文書記録管理局のメリーランド州カレッジ・パーク別館およびハーバード大学イェンチン図書館にて資料調査を行った結果、朝鮮半島と日本列島間で行われていた闇取引の検挙に関するデータとそれに対する占領軍の対応に関する資料を収集することができた。特に占領関連資料（RG331）として分類されている資料群の中のGHQ/SCAPの経済科学局（ESS=Economic and Science Section）の経済犯罪に関するメモランダムが集まっているボックスを発見した。この中の「000.5A: Crimes and Offences」というラベルのファイルが1945年から1949年の間にESSが調査した闇取引に関する資料である。（日本の国立国会図書館はこの資料の表紙のみを保管しており、収集された80年代初頭、個人情報保護のために閲覧制限がかかっており全文の所蔵が叶わなかったことがうかがえる。）この資料の中に、朝鮮半島南部、特に釜山や木浦等の暗市場の集まる港から日本に流入してくる物資と密入国の記録が多数収録されていた。

45年から46年末までの資料の中には、闇取引に関わる朝鮮人の動向についての情報が散見できるがESSが特別対応を行った痕跡は見当たらず、基本的に朝鮮のUSAMGIKに対応を一任していた様子が見えがうかがえる。この時期のESSの関心は、連合軍兵士が日本人、朝鮮人、台湾人、中国人と商取引をした場合の罰則の取り決めや実際に起きた取引の判例にあるように見えた。法制局（Legal Section）が1946年7月16日に発行した「貨幣交換と闇取引に対する統制（Control of Currency Exchange and Black Marketing）」というドキュメントがあるが、これは連合軍兵士が敵国人と金銭または物品を交換した場合、アメリカの法律のいかなる部分に抵触しているか（具体的には軍法の“Trading with the Enemy Act”に抵触するとされている）ということを解説し、抵触した場合の罰則について説明がなされている。この法制局の文書をもとにESSが闇取引に応じた連合軍兵士の処遇を決定している。また、敵国人の範囲には朝鮮人も含んでおり、検挙された朝鮮人のリストも

存在した。

一方で、47年から49年までの資料を通覧してみると、以前と同様の占領軍兵士の取引に関する報告の他に、朝鮮半島や中国大陸から侵入してくる船や朝鮮人の密造酒に関する報告が特に多くなる。顕著な例として、48年4月以降、朝鮮人による闇米の輸出入および酒の密造に対する日本警察の摘発と、それへの朝鮮人団体による抗議活動に関する調書や意見書が頻繁に占領軍内で行き来していたことがわかった。この事態の重要な点は、朝鮮人団体（主に在日本朝鮮人連盟、朝連）による抗議活動が「共産主義者による扇動」によるものとして捉えられているところである。ESSは日本の大蔵省から闇取引で検挙された朝鮮人を朝鮮へ強制送還する権限を求められており、その妥当性について法制局と協議を行っている。議論の結果、日本政府には朝鮮人を強制送還する権限がないことを明らかにしたが、その後GHQの諜報や検閲の総本部であるG-2がこの議論に介入し、「（報告された）警察の行動に対するその抗議の有り様は、（朝連の指導下にある）極左の朝鮮人集団によってよく行われる公権力への反逆を示す方法である」とし、「G-2は犯罪者の強制送還はこの状況に対処する上で最も効率的な方法であるということに同意する」とESSに返答している¹⁾。この頃G-2は共和党寄りの反共主義者であるC・A・ウィロビーが部長であった。中国の国共内戦の推移と米ソの対立の鮮明になるに従って、46年のアメリカにおける中間選挙で民主党に大勝した共和党が反共姿勢を強め、日本占領軍の内部における勢力図もそれとともに変化していった状況がある。朝鮮人の闇取引や密造酒に対して、政治的な問題として取り上げようとする姿勢にG-2が積極的に利用しようとする意図を見ることができるといえる。

資料調査で得た上のような成果は、在日朝鮮人作家、金達寿の初期小説を読むうえで重要なコンテクストを提供してくれた。金達寿の小説には1948年以降、「濁酒（탁주）」というモチーフが頻繁に登場する。朝鮮を舞台にした小説であっても、日本を舞台にした小説であっても、物語の重要な転換点に「濁酒」が登場し、日本の帝国主義の下で生活する朝鮮民族の「たたかい」の象徴とも言えるような意味を持つ。これまでは、濁酒を朝鮮の庶民生活の典型を意味するものとして捉え、それが日本人への同化に抗う表象として読み取ってきたが、この占領期に「濁酒」を描くということが、さらにもう一つの権力としての冷戦を背景とした占領軍が、朝鮮人に対し

てかける圧力までも喚起する表象になっていることに気がついた。占領軍に対する批判がことごとく検閲によって規制されていた当時、「濁酒」を繰り返し描くことで、その民族に対する圧力に対する抵抗を表現していたと考えることができる。

今後、今回の調査で収集した資料とそこから得られた小説の新たな読解を論文として発表することを計画している。

要 約

本研究はアジア・太平洋戦争後の日本と朝鮮の間で行われた朝鮮人による闇取引の実態と、それに対するアメリカの占領政策を検討した。そこでわかったことは日本の敗戦によって解放されたはずの朝鮮人が、日本人と同じ「敵国人」として検挙された事実であり、殊に朝鮮人による「濁酒」の流通を規制する過程で、冷戦対立に利用される形で朝鮮人の弾圧が行われていたということであった。一方、朝鮮人文学者である金達寿は、そのような状況を「濁酒」の表象を通して小説に描き、解放後も続く朝鮮人の苦境を訴えることで、文学的抵抗を行った。

謝 辞

本研究を遂行するにあたり、公益財団法人三島海雲記念財団から平成27年度（第53回）学術研究奨励金を賜りました。これによってアメリカでの調査をすることが可能になったとともに、その成果の一部を2016年3月7

日にプリンストン大学にて開催された研究集会で発表することができました。心よりお礼申し上げます。

引用文献

- 1) Supreme Commander for the Allied Powers, G-2, "Report of Illegal Traffic in Liquor by Koreans Residing in Japan", July, 1949.

参考文献

- カミングス, ブルース: 現代朝鮮の歴史 (横田安司・小林知子訳), 明石書店, 2003.
- 小林聡明: 朝鮮人の移動をめぐる政治学, (『近代アジアの自画像と他者』, 貴志俊彦編), 京都大学学術出版会, 2011.
- 小林知子: GHQの在日朝鮮人認識に関する一考察—G-II民間諜報局定期報告書を中心に, (『朝鮮史研究会論文集』, 第32集), 緑陰書房, 1994.
- モーリス・スズキ, テッサ: 「占領軍への有害な行動」, (『継続する植民地主義』, 岩崎稔他編), 青弓社, 2005.
- 李杏里: 「解放」直後における在日朝鮮人に対する濁酒取り締まり行政について, (『朝鮮史研究会論文集』, 第51集), 緑陰書房, 2013.
- 이 은 희: 1940년대 전반 식민지 조선의 암시장, *東方學志*, 제166집, 6, 2014.
- Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Science Section, "000.5A: Crimes and Offences, Control of Black Market Activities 1945-1949", Records of Allied Operational and Occupation Headquarters, World War II, 1907-1966 (Record Group 331).
- Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Science Section, "Report of Illegal Traffic in Liquor by Koreans Residing in Japan", May, 1949.
- Supreme Commander for the Allied Powers, Legal Section, "Control of Currency and Black Marketing", July 16, 1946.